

柏市個別避難計画策定モデル 事業について

柏市自立支援協議会全体会資料

令和4年11月2日（水）

福祉総務課

個別避難計画の作成の経緯について

- 1 災害対策基本法等の一部改正（平成25年8月）
 - 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け
 - 個別避難計画においては「策定しておくことが望ましい」とされた
 - 柏市では従来よりあるK-Net制度を活用し、避難行動要支援者名簿の作成を進める
- 2 令和元年台風19号等の災害におけるワーキンググループの報告書において、個別避難計画の作成促進について提案がなされる
- 3 災害対策基本法等の一部改正（令和3年5月）
 - 避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成について、その作成が市町村の努力義務へ

防災福祉K-Net（かしわネットワークの略称）とは

日ごろ自宅で生活され、災害時、ひとりでの避難が困難な方について、地域の方の協力により、可能な範囲での安否の確認や避難支援を行う、共助（住民相互の助け合い）の制度です。

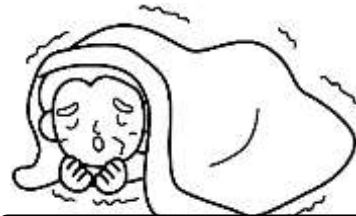
ステップ3

支援体制の構築

避難行動要支援者（以下、「要支援者」と支援者の組み合わせ



町会・自治会・区等



避難行動要支援者

ステップ1

登録申請
（地域への情報提供に同意）



柏市役所

ステップ2

名簿・地図提供

避難行動要支援者の要件対象者（柏市）

1. 介護保険要介護 3 以上の認定者
2. 免疫機能障害者を除く身体障害者手帳 1 級及び 2 級
3. 視覚障害・聴覚障害 4 級以上
4. 音声・言語機能障害 3 級以上
5. 肢体不自由（下肢・体幹機能障害） 3 級以上
6. 療育手帳中度（B-1）以上
7. 精神障害者保健福祉手帳 1 級
8. 小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者のうち重症患者（小児慢性特定疾患重症患者認定基準該当者）
9. 特定疾患治療研究事業受給者のうち重症患者
10. ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者

上記のほか、自ら登録を希望されたかたについても、随時登録を受け付けています。

本市における個別避難計画作成に関する取組

- 令和3年の法改正を踏まえ、個別避難計画を実施している先進地への現地ヒアリングを関係各課とともに実施
- 前述のヒアリング結果を踏まえ、令和4年度はモデル事業を実施。その結果をもとに、個別避難計画を進めていくこととした

柏市個別避難計画策定モデル事業概要

- ①想定災害は風水害に限定し，想定被害は利根川の氾濫とする。
- ②被害想定区域を限定（田中地区 / 町会単位）する。
- ③計画策定の対象者は，候補となる町会のエリアに属し，地域への情報提供に同意している防災福祉K-Net登録者に限定する。
- ④計画策定は，計画策定対象者を担当するケアマネジャー，相談支援専門員等（福祉専門職）の参画（対価を支払う）を得て，作成（市から業務委託）する。
- ⑤実効性の検証（検討会や訓練など）をする。

計画策定のプロセスにおける「課題抽出」を第一の目的とします。

モデル地区の選定

- モデル地区の選定にあたっては、以下の点を考慮した。

第1段階 田中地区

→利根川が氾濫した場合に広域に被害が及ぶため、
計画作成の優先順位が高い地域である

第2段階 柏ビレジ自治会

→田中地区の自治会の中でも防災意識が高く、試行的に計画を作成する上で自治会の理解が得やすい

令和4年度個別避難計画作成対象 (相談支援専門員作成分)

- ・ 今回のモデル事業において、障害者は5名が対象
- ・ 現状では以下の順番で委託先を決定
 - ① 居宅介護支援事業所のケアマネジャーがいる方
→ 居宅介護支援事業所へ委託
 - ② 相談支援専門員がいる方
→ 相談支援事業所へ委託
 - ③ どちらもいない方
→ 北部包括支援センターへ委託

今後の予定について①

- 当事者団体への説明及びヒアリング
- 対象事業者との委託契約，説明
対象事業者には別途，福祉総務課より連絡します。
- 個別避難計画の作成
当初の予定より遅れているため，計画作成時期の終期は令和5年にずれ込むことが想定されます。
- 個別避難計画の検証

今後の予定について②

- 来年度について
 - (1) 令和4年度の検証のまとめ
 - (2) 検証を踏まえた作成計画の検討を行う
 - ☆計画案
 - 別の浸水区域の自治会を対象に試行作成
 - 令和4年度に実施できなかった訓練の実施
- 再来年度以降について
 - 試行作成の検討を踏まえ、優先順位の高い地域より計画の作成を進めていく予定